

高富町・伊自良村・美山町合併協議会会議録等閲覧規程

(平成13年8月14日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、高富町・伊自良村・美山町合併協議会会議運営規程第8条第2項の規定に基づき、高富町・伊自良村・美山町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議の会議録及び会議に提出された文書(以下「会議録等」という。)の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の請求)

第2条 何人も、会議録等の閲覧を請求することができる。

(閲覧に供する会議録等)

第3条 閲覧に供する会議録等は、当該文書の写しとする。ただし、会議に提出された文書については、この限りでない。

2 個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項その他閲覧に供することが適当でないと思われる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しないことができる。

(閲覧の申出)

第4条 閲覧の請求は、会議録等閲覧申出書(別記様式)に必要な事項を記載して提出することにより行う。

(閲覧の場所及び時間)

第5条 閲覧に供する場所は、協議会の事務局及び協議会を構成する町村(高富町を除く。)の役場の所定の場所とし、その時間は当該事務局又は町村の執務時間内とする。

(写しの交付)

第6条 会議録等の閲覧をしようとする者(以下「閲覧者」という。)が、その写しの交付を希望する場合における写しの作成に要する費用は、閲覧者の負担とする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、会議録等の閲覧に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成13年8月14日から施行する。

別記様式（第4条関係）

会 議 録 等 閲 覧 申 出 書

年 月 日

高富町・伊自良村・美山町合併協議会
会 長 山 崎 通 様

申出者

住 所

氏 名

電話番号（ ） -

高富町・伊自良村・美山町合併協議会会議録等の閲覧をしたいので、下記のとおり申出します。

なお、閲覧に関しては、閲覧規程に規定された事項を遵守します。

記

- 1 閲覧希望日時 年 月 日（ ）
時 分 ~ 時 分
- 2 閲覧希望文書 (1) 第 回合併協議会の会議録
(2) 第 回合併協議会に提出された文書
- 3 写しの交付 希望する ・ 希望しない